

# 用語集

この計画で使用する用語等の意味は、次のとおりです。

## 1 地域等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	市 町 村	鳥取県に属する全市町村	
2	鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法52
6	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む)	法52
7	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法58
8	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む)	

## 2 機関名等の標記

番号	用語等	定義	備考
1	市	鳥取市	
2	県	鳥取県	
3	市長	鳥取市長	
4	知事	鳥取県知事	
5	公安委員会	鳥取県公安委員会	
6	警察本部	鳥取県警察本部	
7	消防局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
8	国対策本部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部	事態対処法10、23
9	国民保護対策本部	閣議により国民保護対策本部を設置すべき都道府県・市町村が指定され、総務大臣経由で指定の通知を受けた場合に設置するもの	法25、27
10	県対策本部	鳥取県国民保護対策本部	法27
11	市対策本部	鳥取市国民保護対策本部	法27
12	県緊急対策本部	鳥取県緊急対処事態対策本部	法183
13	市緊急対策本部	鳥取市緊急対処事態対策本部	法183
14	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法24
15	県現地対策本部	鳥取県対策本部の事務の一部を行う組織	法28
16	市現地対策本部	鳥取市対策本部の事務の一部を行う組織	法28
17	受入本部	避難先で避難する主体	
18	救援本部	要避難地域で受入れる主体	
19	国対策本部長	事態対策本部長	事態対処法11

20	県 対 策 本 部 長	鳥取県国民保護対策本部長	法28
21	市 対 策 本 部 長	鳥取市国民保護対策本部長	法28
22	県 協 議 会	鳥取県国民保護協議会	法37
23	市 協 議 会	鳥取市国民保護協議会	法39
24	指 定 行 政 機 関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法2
25	指 定 地 方 行 政 機 関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法2
26	指 定 公 共 機 関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法2
27	指 定 地 方 公 共 機 関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの	法2
28	第八管区海上保安本部	海上保安庁第八管区海上保安本部	
29	陸自第8普通科連隊	防衛省陸上自衛隊第8普通科連隊	
30	海自舞鶴総監部	防衛省海上自衛隊舞鶴地方総監部	
31	空自第3輸送航空隊	防衛省航空自衛隊第3輸送航空隊	
32	鳥 取 地 本	防衛省自衛隊鳥取地方協力本部	
33	日本赤十字社県支部	日本赤十字社鳥取県支部	
34	N T T 西 日 本	西日本電信電話株式会社	
35	NTTコミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
36	N T T ト コモ 中 国	株式会社ドコモCS中国	
37	県トラック協会	一般社団法人鳥取県トラック協会	
38	県 医 師 会	公益社団法人鳥取県医師会	
39	県 歯 科 医 師 会	一般社団法人鳥取県歯科医師会	
40	県 薬 剤 師 会	一般社団法人鳥取県薬剤師会	
41	県 獣 医 師 会	公益社団法人鳥取県獣医師会	
42	エフエム山陰	株式会社エフエム山陰	
43	日 本 海 テ レ ビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
44	山 陰 放 送	株式会社山陰放送	
45	山 陰 中 央 テ レ ビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
46	県 バ ス 協 会	一般社団法人鳥取県バス協会	
47	県 L P ガ ス 協 会	一般社団法人鳥取県LPガス協会	
48	県 看 護 協 会	公益社団法人鳥取県看護協会	
49	県 農 協 中 央 会	鳥取県農業協同組合中央会	
50	県 石 油 商 業 組 合	鳥取県石油商業組合	
51	県 警 備 業 協 会	一般社団法人鳥取県警備業協会	
52	県 社 協	鳥取県社会福祉協議会	
53	市 社 協	鳥取市社会福祉協議会	

### 3 法令・条例名等の標記

1	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法1に同じ
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)	
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年9月15日政令第275号)	
4	国際人道法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
5	災害対法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
6	災害対令	災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)	
7	災害対規則	災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)	
8	本部条例	鳥取市災害対策本部条例(昭和38年鳥取市条例第30号)	
9	災害救法	災害救助法(昭和22年法律第118号)	
10	災害救令	災害救助法施行令(昭和22政令第225号)	
11	災害救規則	災害救助法施行規則(昭和22年総理府令・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第1号)	
12	自治法	地方自治法(昭和22年法律第67号)	
13	自治令	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	
14	自治規則	地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)	
15	警職法	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)	

#### 4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定義	備考
1	知事	鳥取県知事	
2	ゲリラ	不正規軍の要員	
3	特殊部隊	正規軍の要員	
4	NBCR兵器	核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)、放射能(Radiation)兵器	
5	国対処基本方針	武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本的な方針	事態対処法9
6	国緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法22
7	国基本指針	国民の保護に関する基本指針	法32
8	国国民保護計画	指定行政機関の国民の保護に関する計画	
9	県国民保護計画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法34
10	市町村国民保護計画	市町村の国民の保護に関する計画	法35
11	指定(地方)公共機関国民保護業務計画	国民の保護に関する業務計画	法36
12	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法2
13	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法2

14	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	事態対処法2
15	緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法22
16	災害	武力攻撃災害、緊急処理事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
17	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる	法139
18	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させる	法141
19	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法2
20	緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法183
21	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、②武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置、③存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置	事態対処法2
22	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する法第2条第3項に規定される措置(国民の保護のための措置)	法2では「国民の保護のための措置」
23	緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置(緊急処理事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法172
24	武力攻撃災害対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法97では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
25	情報要求	この時点で必要とされる情報	
26	情報主要素	対策本部長が責務達成のために必要とする最も優先度の高い情報要求	
27	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村にある者及び当該市町村で死亡した者を含む)の安否に関する情報	
28	被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報	
29	避難住民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	
30	被災者	武力攻撃災害による被災者	
31	避難住民等	避難住民及び被災者	
32	救援者	武力攻撃災害の危険から助け救う必要のある人	
33	一次集合場所	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
34	避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法148
35	避難所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設	

36	収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事等が提供する施設	法75
37	救護施設	救護措置を行うための施設	
38	一時受入場所	避難住民が一次集合場所からバス等で避難所に向かう際、受入側が受入を円滑に行うため目標物として設定する場所	
39	義援金品	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭又は物品	
40	自主防災組織	災対法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の自主防災組織	法4に同じ
41	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第26号の認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者	法7に同じ
42	CATV事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第6号の有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者	
43	出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出勤を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
44	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材	
45	救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資)	法81では「物資」
46	特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法81
47	医薬品	医薬品医療機器等法第2条第1項の医薬品	法92
48	医療機器	医薬品医療機器等法第2条第4項の医療機器	法92
49	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法99
50	生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設、で政令で定めるもの	法102
51	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む)で政令で定めるもの	法103
52	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法105
53	応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法105
54	応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域	法105
55	核燃料物質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号の核燃料物質	法106
56	避難経路	避難道路、鉄道等	
57	公有施設	県及び市町村有施設	
58	防災機関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
59	関係機関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体(県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定(地方)公共機関)	
60	警察官等	警察官、海上保安官及び自衛官	

61	ライフライン	水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設	
62	サイバー攻撃	社会基盤の維持に必要な情報システムへの侵入、破壊工作を行うこと	
63	要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(H25年8月内閣府作成)
64	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの	災対法第49条の10